

| 項目 | 質問内容 | 回答 |
|---|---|--|
| <p>1 本業務募集要項内10(2) 「受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。」</p> | <p>(1) 「業務の一部を委託」という表現がありますが、どの程度の業務割合を一部というのでしょうか。委託可能な基準等がございましたらご教示ください。</p> <p>(2) 提案書提出の際に、業務の一部を委託する旨を提案書に記載する必要はありますか。</p> | <p>(1) 業務委託契約書(5-1-1号様式)第6条において、業務の一部(主たる部分を除く)については事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合「業務の一部」を再委託することができるとされておりますが、「業務の一部」に関する明確な基準はないため、個々の事例ごとに判断しております。本事業の場合、起業候補者の支援については本業務の主たる部分となり、再委託を認めませんが、広報・イベント運営業務については再委託の実績がございます。</p> <p>(2) 提案書内に一部委託する業務を記載ください。また、可能な範囲で必要経費の概算資料につきましても、金額を記載ください。</p> |
| <p>2 面接審査の実施要領 「出席者：1者あたり3名以内とし、本事業を実施する際の責任者に想定している者を主たる説明者とする。」</p> | <p>面接審査に委託先企業等担当者の出席は可能でしょうか。</p> | <p>委託先企業の同席は可能です。ただし、本業務の責任者である事業提案者が主たる説明を行うこととし、出席者は委託先企業を含め、3名以内としてください。</p> |